

平成30年度第1回広島県屋外広告物審議会

- 1 日 時 平成31年3月19日（火）14:00～15:10
- 2 場 所 広島県庁北館 第3委員会室
(広島市中区基町10番52号)
- 3 出席委員 友道委員, 植野委員, 岡山委員, 奥田委員
田邊委員, 中原委員, 伏見委員
- 4 議 題 屋外広告物条例の制定及び改廃に関する事務の移譲について
- 5 担当部署 広島県土木建築局都市計画課都市総務グループ
TEL (082)513-4111(ダイヤルイン)
- 6 会議の内容
 - (1) 開会
 - (2) 出席者紹介(省略)
 - (3) 議事録署名委員の指名
ア 田邊会長が岡山委員と友道委員を議事録署名委員に指名した。
 - (4) 議事
ア 委員総数10名中7名が出席しており, 広島県屋外広告物審議会規則第7条の規定により, 定足数を満たしていることを確認した。
イ 審議事項について, 議案書に基づき事務局から説明した。
ウ 審議内容
以下のとおり

第1号議案 屋外広告物条例の制定及び改廃に関する事務の移譲について

○事務局

広島県都市計画課長の菅島でございます。よろしくお願いいたします。

まず、今回、廿日市市から説明をいただくという趣旨についてご説明いたします。

屋外広告物法では、特例により景観行政団体となった市町については、政令市あるいは中核市ではない市町であっても、屋外広告物行政ができることとなっておりますが、そういった景観行政団体が定める景観計画や景観形成に向けた取組みなどが、今回ご審議いただく政令市あるいは中核市ではない市による屋外広告物行政の実施の可否についての審議に関係するものでございますから、今回、事務局から議案について説明ののち、引き続き廿日市市の景観計画の内容等について説明いただくようお願いし、廿日市市建設部都市計画課の久保課長、中村専門員に来ていただいているものでございます。よろしくお願いいたします。

○田邊会長

ただいまのご説明ですが、資料1の1ページに関連法の概要ということで、景観行政団体のところに説明があります。政令市あるいは中核市、その他の市町ということで、今回は廿日市市からご説明をいただくということでございます。それではよろしくお願いいたします。

○事務局

では、続けて説明させていただきます。今、会長からお示しいただいた資料1でご説明します。

1ページ目、1の趣旨からご説明します。このたび景観行政団体である廿日市市が、市の景観計画に基づき、宮島口地区の景観地区への指定を予定されていることから、今後、景観行政と屋外広告物行政を一元的に行うことを可能とする屋外広告物法第28条の規定により、屋外広告物条例の制定及び改廃の権限を移譲したいと考えるものでございます。この条例制定等の権限につきましては、平成19年に尾道市に移譲しておりまして、今回、廿日市市で2例目となるものでございます。

2の関連法の概要についてご説明いたします。まず、景観法でございますが、この法律は平成16年に制定されまして、『景観行政団体』は、『景観計画』を定め、良好な景観の形成のための建築物等のデザインや色彩、あるいは高さ等の制限等を行うことができる。」とされております。

この景観法の制定を受け、同年、屋外広告物法が改正されまして、2ページ目でご説明しますが、第28条の規定が追加されました。これにより政令市あるいは中核市以外の景観行政団体である市町は、都道府県と協議のうえ、県の条例に定めるところにより、独自の屋外広告物条例を制定できることとなったものでございます。

この景観行政団体につきましては、広島県に当てはめたものが真ん中辺りに示した図でござ

います。景観行政団体とは、景観行政を担う主体でございます。都道府県である広島県、政令市である広島市、中核市である福山市、呉市が基本的な景観行政団体でございます。さらにその他の市町につきましても、記載にありますように、知事との協議によりまして、景観行政団体になることができるものでございます。

現在、広島県におきまして、知事の同意を得て景観行政団体になっている市は三次市、尾道市、廿日市市でございます。このうち尾道市につきましては、先ほど申しあげましたように平成19年に条例制定等の権限を移譲しております。

次に、景観行政団体が定める景観計画の内容でございます。ページの一番下に示す通り、必須事項と選択事項があり、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項は、選択事項となっております。必ずしも景観計画に定めなければならない事項とはなっておりません。

2ページ目をご覧ください。屋外広告物法第28条によりますと、「都道府県は、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村に、屋外広告業に関する規制は除き、屋外広告物規制等を定める条例の制定または改廃に関する事務の全部または一部を移譲することができる。」とされております。(屋外広告業の規制は除く)

屋外広告物に関する条例の制定等の権限の移譲に対する考え方につきましては、そこに記載がございますように、平成16年12月17日付け「屋外広告物法の一部改正について」という国土交通省 都市・地域整備局長通知によりまして、「この改正は、屋外広告物行政を行う意欲と能力を有する普通市町村も景観行政と屋外広告物行政を一体的に行うことを可能としたものです。したがって、景観計画において『屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項』を定めた普通市町村である景観行政団体に対しては、当該普通市町村の体制が明らかに屋外広告物行政を担えない場合等を除き、原則として、都道府県から屋外広告物に関する条例の制定等の権限の移譲が行われることが望まれます。」と示されております。

ただいまご説明したスキームに従いまして、具体的な事案として、本日は廿日市市についてご検討いただきたいと思います。

3の廿日市市の景観計画の概要につきましては、後ほど廿日市市からご説明いただくこととなっておりますのでここでは省略させていただきますが、(3)にありますように、当該廿日市市の計画の中に屋外広告物の表示等の制限に係る事項が定められておりまして、この中で屋外広告物条例を定め、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限を定めることとされております。

次に、4の廿日市市へ権限を移譲する事務の概要についてでございます。屋外広告物法第28条で規定されております移譲が可能な事務を全部移譲することとしたいと考えております。具体的にはその表に示してございますが、屋外広告物法第3条の広告物の表示等を禁止する区域・物件等の設定、法第4条の広告物の許可等の制限を加える区域等の設定、法第5条の広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他の表示の方法等の基準の設定、法第7条の違反広告物等に対する措置命令、及び違反広告物等に対する代執行の実施、及び簡易な違反広

告物等の除却の実施、法第8条の除却した広告物等の保管、売却、廃棄等でございます。

なお、この条項だけを見ますと、廿日市市に移譲される内容が分かりにくいと思いますので、本日ご用意しております参考資料、こちらのフラットファイルになりますが、この中で赤色のインデックスで「法」と示したところがあると思います。屋外広告物法なのですが、後半、赤色のインデックスの1番上に「法」とございます。屋外広告物法とございまして、その下に目次が示されていると思いますけれども、この第1章から第6章のうち、第2章、第3章、第4章が規制に関する部分です。そのうち第2章と第3章が屋外広告物に対する規制で、第4章が屋外広告業者に対する規制でございまして、先ほど2ページの一番上のところでご説明しましたように、法第28条で移譲対象からは第4章の屋外広告業の規制に関するものは除くこととなっておりますので、今回移譲可能対象とされているのは第2章と第3章、この部分を廿日市市に移譲したいと考えております。

目次にありますように、第1章は総則で、目的と定義が示されております。第2章、第3章、第4章が規制でございます。第5章は雑則で、3条ありますが、政令市に条例制定権がある、といった内容ですとか、このたびの移譲根拠となる景観行政団体である市町の特例等の規定でございます。第6章は罰則規定となっております。

最後に、先ほどの資料1の2ページ目に戻りまして、5の県条例の改正予定でございます。現在の予定では来年度、平成31年度になりますが、来年度中に改正手続きを行い、32年4月1日からの施行を目標に考えているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

それでは廿日市市と交代させていただきます。

○廿日市市

廿日市市都市計画課長の久保と申します。よろしく申し上げます。

それでは、廿日市市の屋外広告物条例の制定についてご説明いたします。

資料2をご覧ください。ページをめくっていただきまして1ページから説明させていただきます。

まず、本日ご説明する内容は大きく3つございます。1番目は廿日市市の景観計画の内容について、特に屋外広告物に関する部分をご説明させていただきます。2番目として、このたび屋外広告物条例を市が制定することを考えたきっかけとなりました宮島口地区の景観形成の取組みについてご説明させていただきます。3番目、廿日市市屋外広告物条例の内容について説明させていただきます。

それでは1の下半分、(1)廿日市市景観計画、①策定経緯でございます。本市は昭和63年4月に市政を施行してございまして、その後平成15年と16年に市町村合併がございまして、現在の市域となっております。その合併によりまして、南北に長く、西中国山地の山間部から世界遺産の宮島を含むこととなり、多様な景観を有する街となりました。この多様な景観の個性や価値を尊重し、個性豊かな景観を中心とした新たな街づくりの施策を展開する

ことを目的として、平成24年2月に市域全体を景観対象区域とする景観計画を策定したところでございます。

2ページをご覧ください。②構成でございます。計画書は序章と5つの章で構成されております。第III章では基本理念・基本方針、第V章で景観施策の展開方針、そして第V章で景観法に基づく事項としまして区域や行為の制限事項などを記載しております。

計画における屋外広告物に関する記載が2ページ下段でございます。③屋外広告物の課題と方針でございます。計画書におきまして、第III章で景観形成上の重点課題として、屋外広告物につきましては、様々な規模、形態、色彩等の屋外広告物が乱立状態であり、また自然景観に大きな影響を与えている場合もあることなどを掲げておりまして、景観的な配慮を図っていくことが重要な課題としております。

こうした課題の解決を図るため、景観形成の基本方針としまして、優れた景観を眺望できる沿道や市街地をはじめとして、屋外広告物の掲出にあたっては、屋外広告物の形態意匠、色彩について配慮に努め、周辺景観との調和を図る、としております。

3ページ目をご覧ください。④屋外広告物に関する取組み事項でございます。第V章の景観法に基づく事項では、基本的な考え方として2点ございまして、1つが「廿日市市屋外広告物条例」を定めるとしております。またもう一つは、景観重点区域内においては、より細やかな制限を検討するというようにしてしております。現在、景観重点区域はまだ定めておりませんが、重点的な景観施策を先行的に取り組むとして、候補区域として3つ挙げております。1つが宮島口周辺区域、今回の宮島口地区でございます。そのほかシビックコア区域、これは市役所周辺の区域です。そして世界遺産である宮島区域、この3つの区域を重点区域として指定していきたいと考えています。

この候補地の指定に向けての具体的な景観の施策や取組みでございます。下段でございます。まず、宮島口については、世界遺産である宮島の玄関口にふさわしい、“宮島への誘い”を感じさせる景観形成を進めることとし、現在、地域商店街や事業者、国、県など関係する多くの団体で組織する「宮島口まちづくり推進協議会」でも議論を行い、景観形成を進めているところでございまして、その第一歩として、後ほどご説明いたします景観ガイドラインを作成したところでございます。

続きましてシビックコア区域です。新たな廿日市のシンボルにふさわしい都市景観の形成を図ることとしております。これまで周辺整備としまして、街路整備、また大型ショッピングセンター誘致などを進めてきております。さらには立地適正化計画上の都市拠点として位置付け、高次都市機能施設の立地を推進していくこととしております。

宮島区域でございます。歴史的景観と自然景観が調和した世界に誇る宮島の価値をより高める景観形成を進めることとしております。現状では現行の広島県屋外広告物条例において、全島が禁止区域であり、さらに文化財保護法、自然公園法により一定の規制がございます。こうした中で、現在、宮島の伝統的な街並みや集落の景観を文化財として保存し、次世代に伝えていくことを目的に伝統的建築物保存制度の導入の手続きを進めているところでございます。

続きまして4ページをご覧ください。これら3つの重点区域候補地の取組みにおきまして、宮島口地区の景観形成の取組みを進めており、この取組みに合わせて市域全体の屋外広告物に関する制限を定めるため本市の屋外広告物条例を制定しようとするものでございます。

次に(2)宮島口地区の景観形成の取組みについてご説明いたします。取組み内容でございますが、景観ガイドラインの作成、また支援事業の創設、規制の手法とか担保としての景観地区を定めること、また屋外広告物条例を制定することなどがございます。またそれらのスケジュールでございます。

それでは、具体的に景観ガイドラインについてご説明いたします。

資料は少し飛びまして7ページでございます。宮島口地区の景観形成の取組みということでございますが、1の取組み概要の少し繰り返しになりますが読みますと、宮島口地区は、「廿日市市景観計画」(平成24年2月)において景観重点区域候補地に位置付けており、また、平成28年3月に策定したまちの将来像の基本方針を示す「宮島口地区まちづくりグランドデザイン」では、その施策の柱の一つに「良好な景観形成」を掲げています。こうした景観形成を具現化するために、平成28年度から地区住民などを対象とした勉強会や景観ワークショップを開催し、具体的な項目を示す景観ガイドラインの草案を作成しました。今後は、平成30年度末に景観ガイドラインを完成させるとともに、31年度からガイドラインに定める景観形成基準に基づく修景を行う場合の補助支援制度を創設します。また景観形成の規制手法として、都市計画上の景観地区を定め、屋外広告物については廿日市市屋外広告物条例を制定します。

2 宮島口地区景観ガイドライン(案)でございます。(1)景観の問題点でございます。宮島口地区まちづくりグランドデザインにおいて、高層・低層、和風・洋風などの建物が混在しており、統一性のない街並み、ターミナル前における大型広告看板など、地区内に多数の広告看板があり、景観を阻害、地区内を俯瞰するとアスファルトだらけの殺風景な景観、まちに緑がなく、うるおいのない街並みなどを掲げております。

8ページをご覧ください。(2)整備方針でございます。こうした問題点や地区の課題、街づくりに関する地区特性などを踏まえ、グランドデザインでは、景観形成の整備方針として、宮島とのつながりを意識した、うるおいと落ち着きのある、「和」をイメージしたデザインを掲げております。

(3)対象範囲と地区区分でございます。対象範囲は、下の図にありますように、図の赤の一点鎖線で囲んだ範囲であり、東西は国道2号交差点内で、車で来られる観光客がカーブを曲がり、交差点を超えたら「宮島口に来た」という宮島への高揚感が感じられる範囲とし、山側は列車の乗客からも宮島口を感じられるよう、一定の範囲を対象としております。

この範囲を、3つの地区に分けております。1つめが県道厳島公園線沿道地区、2つめが国道2号沿道・臨海部地区、3つめが山陽本線沿道地区であり、それぞれの特性を考慮した基準項目とそのレベルを決めております。その中でも地区のシンボル軸となりますピンクの範囲である県道厳島公園線沿道地区は、宮島口地区の中の表舞台となるシンボル軸であり、

来街者に宮島口らしさを強く演出する景観軸となる地区としております。

9ページからはそれぞれの地区の地区別方針と景観形成基準を記載しております。

10ページが国道2号沿道・臨海部地区，11ページが山陽本線沿線地区でございます。

12ページからは，主に建物に関する具体的な内容を記載しております。内容の方は少し割愛させていただいて，主な項目だけご説明させていただきます。まず12ページ，配置に関する具体的事項として，県道沿いは壁面線をそろえるということをしております。

13ページは高さ制限に関する具体事項でございます。県道地区は高さを13m以下とすること，また国道2号沿道地区は高さ18m以下とすることとしております。

14ページは，屋根形状等に関することとして，県道沿道地区，国道2号沿道地区はこう配屋根を推奨する，といったことでございます。

15ページは，外壁の形態に関することとして，県道地区は和を感じる街並みを創出するため，和風を基調とする意匠とするということでございます。

16ページ，17ページは，色彩に関する基準を定めております。

18ページからは，その他に関する具体事項として，統一感を演出するための日よけの推奨，または窓の化粧，19ページは垣，柵の基準，駐車場の緑化の基準であったり，20ページは自動販売機の化粧，県道沿いでは商店，店舗での照明の推奨，また21ページでは空調の室外機，配管等の化粧といった基準を定めております。

22ページ，23ページをお開きください。ここが屋外広告物の基準になりますので，ご説明いたします。まず地区でございますが，県道地区をA地区とさせていただき，国道地区をB地区，山陽本線沿線地区をC地区として表記しております。記載の中の赤文字は，現在の県条例から市において規制を強化しているもの，したいと考えているものでございます。青文字は県条例から特に変更していないものを示しております。

まず，看板の種類を制限しております。22ページの上でございます。A地区については自己看板のみとし，貸看板など自己以外の表示をする看板は設置しないということを考えております。B・C地区については，宮島口地区外の施設の案内看板は設置しない，あくまでも宮島口の中の店舗等の案内看板は認めるけれども，ということでございますが，ただし国道2号沿道の敷地，建物につきましては，通過交通があるということから，地区外の施設への案内看板は認めるということにしております。

次に合計表示面積でございます。現在の県の屋外広告物条例におきましては面積の上限がございませんが，本地区区についてはできるだけ看板面積を必要最小限に抑えるよう，合計表示面積を設定しております。まずA地区は，合計表示面積は20㎡以下，かつ建物見付面積の20%以下というふうに，建物の大きさによって過大にならないようにということで，その見付面積が20%といったような考え方も入れております。またB，C地区での合計表示面積は30㎡以下で，内訳として自己看板20㎡以下，案内看板10㎡以下としています。なお，B地区につきましては，合計30㎡のうち案内看板は20㎡までとしております。

続いてご説明いたします。広告物の種類ごとに設置の可否や表示面積を指定しております。まず，遠くからも見えて景観に最も影響がある屋外広告塔とアドバルーンについてはすべて

の地区、A・B・Cの3地区で設置しないこととしております。さらにA地区は、窓広告は設置しないということとしております。

そのほか周囲物に表示面積の上限等の基準を定めております。一般的に使用されているものを説明します。23ページ側をご覧ください。壁から道路側に突出させる突き出し看板でございます。A地区では1面3.5㎡以下、B、C地区では1面10㎡以下。横断幕・懸垂幕は全地区で1面10㎡以下、平看板・広告塔はA地区で1面1㎡以下、B、C地区で1面10㎡以下、のぼりや立て看板も面積や個数を規制しているところでございます。

24ページをご覧ください。これは少し景観とは異なりますが、こういった建物であったり広告物の景観、意匠を守っていただくために、現在既存不適格になっている部分について、補助制度で改修していただきたいということで補助支援制度を創設しております。

屋外広告物につきましては表の③、屋外広告物の整備、除却の欄がありまして、補助率を1/2、補助限度額を50万円としております。

25ページの一覧表は、オレンジ色の網掛が、補助金の交付対象とする広告でございます。また表の右欄、規制手法を示しており屋外広告物につきましては、このガイドラインの基準を屋外広告物条例として規制するよう考えております。

26ページをご覧ください。スケジュールです。この景観ガイドラインは今年度末に公表し、4月からは補助支援事業をスタートさせ、そして平成31年度中に景観重点区域の指定、景観地区を都市計画に定め、廿日市市屋外広告物条例を制定し、平成32年4月から施行する予定でございます。

資料5ページにお戻りください。(3)廿日市市屋外広告物条例についてということで、①主な規制の内容でございます。先ほど宮島口の屋外広告物の規制についてご説明しましたが、こうした市独自の取組みを進めていきたいと考えておりまして、そのほか規制の内容の見直しですが主に3つございます。

まず色彩の規制でございます。これまであくまで指導ということでお願いしておりましたが、今後は基準として、マンセル値等を明記していきたいと考えております。

次に特定屋内広告物の規制、これは窓ガラスの内側に常設し、屋外の公衆に表示する広告物でございます。これについては、現在規制対象になっておりませんが、宮島口地区では規制をしていきたいと考えております。

次に禁止地域の見直しでございます。宮島で取り組んでいます伝統的建造物群保存地区内でございますが、これを指定した際は現行よりもさらに厳しい基準とし、さらに新住宅市街地開発事業区域内、これは県で昭和50年代に開発された廿日市ニュータウンという団地がありますが、この団地については、本市のほかの団地と同様に地区計画制度を活用しての規制を行いたいと考えております。

最後でございます。②条例制定スケジュールでございます。本審議会後、県との協議を進めさせていただき、廿日市市では9月の市議会で議案上程し、平成32年度4月1日から施行したいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田邊会長

ありがとうございました。

詳細なご説明をいただきましたが、何か御質問はありませんか。

○伏見委員

5ページの屋外広告物条例の色彩の規制で、「マンセル値 彩度13以下を明記」とあります。17ページに壁面のベースカラーのマンセル値域がありますが、13以下というのはベースカラーもアクセントカラーもすべて含むのでしょうか。

○廿日市市

この13というのは、廿日市全体として「彩度13」と、指導としてはお願いしています。そういう意味で、これを明文化したいと思っております。

委員がおっしゃった17ページにですが、宮島口地区についてはこの基準で、ベースカラーをこの破線で囲んだ範囲にして、さらに絞っていきたいと考えております。

○田邊会長

23ページの一番上には色彩の制限があり、ベースカラーとアクセントカラーで分けておられますね。

○廿日市市

はい、ベースカラーは彩度6以下、アクセントカラーを彩度13以下としていきたいと思っております。

○伏見委員

宮島口の方が厳しいということですが、ベースカラーについて17ページを見ますと、明度が相当高いです。ベースカラーは面積効果がありますので、今ここで見える色よりも相当明るい、そしてこれは茶色い紙に印刷してありますのでかなりくすんで見えますけれども、ベースカラーに、このように明度の高い色をフルカラーで指定していらっしゃいます。これは大変危険だということが1点あります。

そして彩度だけでなく、明度も相当下げないと、ベースカラーは無理だと思います。まあ、無彩色や無彩色に近い場合は、ベースカラーの明度が高くてもかまいませんが、有彩色の場合は彩度を相当下げないとまずいと思います。

○田邊会長

この6以下でも高すぎるということですか。

○伏見委員

そうです。ベースカラーの場合は注意が必要です。

○田邊会長

ほかの例では、もう少し低いレベルなのですか、こういう規制をする場合は。

○伏見委員

そうですね、ベースカラーがこんなに高いことはないと思います。

○田邊会長

17ページの図の点線で囲んであるところ、これだと今おっしゃるより低いように思いますが、この点線内で収めるということですか。

○廿日市市

そのように考えております。今のようなご意見ですが、我々としては、特にこの宮島口地区の景観の取組みについては、実際に住民の方とか商店事業主からいろいろなご相談を受けるだろうと考えております。当然、色彩のこと、形態、意匠のことも、いろいろなご相談を受けると思いますので、専門家のアドバイザーという形で相談を受けていただく業務委託のようなものを併せて考えておまして、その方にご相談させていただきながら、実際どのような色合いであったり、形であったりというところを、細かく決めていきたいなど、物件ごとにその作業をしていきたいと思っております。

○伏見委員

意見としては、宮島口の基調色というか「テーマカラー」のようなものを示して決めた方がいいと思います。

○田邊会長

16ページに書いてあるのではダメなのでしょうか？

○伏見委員

この基調色はフルカラーで書いてあります。これは彩度と明度を規定しているだけで、ほとんど全部の色、フルカラーが含まれています。

○田邊会長

「R系、YR系、Y系」とありますが。

○伏見委員

そうです。これは全部の色，フルカラーが入っていますので，できれば宮島口のテーマカラーを定められた方がいいかなというのが私個人の意見として1つあります。

○田邊会長

それは全部ですか，つまり壁面とか屋根とか全部トータルで，ですか。

○伏見委員

すべてトータルした場合ですね。トータルで考えないと，壁面の面積効果と今申し上げましたが，特に暖色系は膨張色で前進色ですので，前に出てきて大きく強く見えてしまいますので，彩度と明度を相当考えないとまずいだろうと思いますので，その辺をもう少し考えられたらどうかなと思います。

○田邊会長

宮島口の商業的な地区でもそのように抑えた方がいいというご意見ですか。

○伏見委員

アクセントカラーは別です。ベースカラーをきちんと抑えられた方がいいと思います。

もう少し意見です。18ページ，日よけや軒を推奨するとあります。これは素材をビニール，要は光ですね，屋根の指定もあったのですが，こういう日よけも光沢があるとかかなり品格が落ちてしまいます。和風とか宮島の入り口のイメージとしたら素材感ですね，今はビニールでも強くて安くてマットなものがたくさんあると思います。屋根もそうですし壁面もそうですし日よけなども多いので，ぴかぴか光るもの，光沢についても少し制限されたらどうかなと思います。光を反射する，きらきらする光の加減はどうかなと思います。

○田邊会長

これは素材で制限することになりますか？ 光沢には何か数値がありますか。

○伏見委員

数値はちょっとわからないですが，素材よりも，マット感が数値であるのかもしれませんが。それははっきりわかりませんがどうでしょうか。ただ，あまりきらきら光るものはふさわしくないだろうと思います。

○廿日市市

いろいろとご意見ありがとうございます。今日の資料では記載をかなり省略させていただいているところがあります。実際，今のようなご指摘のところは，我々のワークショップや専門家のご意見の中でやはりそういったご指摘がございまして，それについて今，ガイドラ

インを策定しているところです。その中でも生地のことについては「光沢のないもの」ということで記載していますので、そのようにしていきたいと思います。

○伏見委員

わかりました。

22ページ,案内看板の場合はかなり緩やかな規制ということですが,案内看板の場合は,看板内の文字の面積や文字のフォントスタイル,文字の色の規制もルールとしてそろえた方がいいと思います。それと,前の会議の時にも申し上げた矢印の形の悪さもすごく気になりますので,矢印の形,矢印の前の三角の角度とか長さといったものもそろえて,案内看板を作るマニュアルを作られてはどうかと思います。それもぜひよろしくお願いします。

もう1点いいでしょうか。22ページの下の方に,立て看板,スタンド看板に点滅ネオンは不可と書いてありますが,今後はデジタルサイネージのような光の演出というのがどうしても出てくると思うのです。そうした場合の照明の色といったものも指定していかなければならないと思いますので,その辺も今後の課題として,専門の委員の方々のご検討いただけたらいいかなと思います。以上です。

○田邊会長

ここまでの基準を作られる過程で,そのようなご議論をされているわけですね。

○廿日市市

いろいろなご意見をいただいております。やはり細かなところというのは,実際,運用基準であったり,またそういうものがないと,逆に事業者の方とか看板業者の方も困られるということもあろうかと思しますので,そういったものは,今のご意見も非常に参考になりましたので,含めて早速検討していきたいと思います。

○田邊会長

岡山さん,奥田さん,今のご意見について,何かありませんでしょうか。

○岡山委員

デジタルサイネージについては,個別に規制が必要ではないかと思えます。他の行政になりますが,通常デジタルサイネージは第三者広告扱いで,自己看板にならないですから,ここに今「自己看板のみとする」という時点でデジタルサイネージはもう除外されているかと思うのですが,今後の世の中の流れとしては,どうしても流行りもありますし,気を付けて運用すれば非常に便利なものなので,街並みを作るためにデジタルサイネージを全部なしにするというのはちょっと違うかなと思います。そこは個別に何か考えられたらいいかなと思います。

○田邊会長

デジタルサイネージというのは、自己看板ではなかなかできないのですか。

○岡山委員

申請許可をする段階で、中のコンテンツの自由度が高いことがそもそもメリットですので、中身はこれだと決めて申請して変えられないとなると、もしくは変えるたびに申請することになると、それは現実的ではありません。そうすると今度は運用サイドの自己判断で、自己看板だけでなくいろいろな広告が入ってきたりして、節度がどこまで守られるかということも問題になってきます。そこはちょっと個別に、デジタルサイネージとか光る看板については規制が必要かなと思います。

○田邊会長

多分、世の中の動きが速いから、一度ガイドラインを作られても、どうしてもまた見直しということになっていくと思いますが。

奥田委員、今のことに関連してご意見はありませんか。

○奥田委員

看板を廿日市市のこういう地域に設置したいとき、大きい小さいにかかわらず、事前に協議をする形ですか、申請のような。

○廿日市市

特に宮島口地区でありましたら、そういった協議をしていただくようになります。

○奥田委員

そのたびに「これはどうですか？」という感じで？

○廿日市市

そうですね。やはり厳しくといますか、一緒になって景観を作っていくという思いもございますので、できるだけ細かな協議を重ねていきたいと思っております。

○田邊会長

一応の基準は、もちろんここでガイドラインとしてお示しになるわけですが、なおかつ個別の協議を業者との間でやるということですか。

○廿日市市

はい。相談として、まずは窓口等でお話しさせていただくところから進めていきたいと思っております。

○田邊会長

それは、業者さんとしては、なかなか規制が重い感じですか？

○奥田委員

そうですね、お客さんの希望とか、こういう色にしたいとか言われることが多いのですが、このように景観を重視されると、明度や彩度などが制限にひっかかってくるので、その辺でお客さんに納得してもらえるかどうかというのがなかなか…それはもうこの区域内だから仕方ないという感じになるのかもしれませんが、ちょっと表現が限定されてくるかなと思います。

○田邊会長

尾道の場合はすでにそういう規制があると思いますが、その辺りはいかがですか。尾道などでお仕事される場合は。

○奥田委員

経験がないですね。

○岡山委員

尾道市は1㎡以上は届け出制になっていて、通常の広告は10㎡以上ですから、それに比べて大分厳しいです。手間は手間ですが…。

○田邊会長

まあ、仕方がないということですね。廿日市市さんも、尾道市の先例などをいろいろご検討されたのでは。

○廿日市市

そうですね。昨年も尾道市の広告等の取組みを拝見させていただいたりしています。

今の宮島口等ですが、住民とか地元商店の皆さんが非常に積極的に考えられていまして、景観を守っていこう、作っていこうということでございまして、このガイドラインも、昨年度、今年度、ワークショップを6回したり、地元の住民・事業者の皆さんが入られているまちづくり協議会などで勉強会をすることからスタートしたこともありまして、できるだけいいですか機運としてはこれを守って進めていこうとおっしゃっています。先日も改めて住民説明会をさせていただきましたが、どんどん進めていこうというお話もあったものですから、我々としましては、規制ではなく、皆さんと一緒に作っていきましょうということで住民、行政、一体となって進めていきたいと考えております。

○田邊会長

ほかに何かありませんか。

○伏見委員

20ページの照明ですが、これは今、LEDの関係でフルカラーでできるようになっています。照明の色もある程度皆さんでご検討いただいた方がいいと思います。いろいろな色が、フルカラーで、メルヘンチックにありますので、そこをどういう色に決めていくかということも、ご検討いただいた方がいいと思います。

視覚情報の中で、色の情報はイメージを限定する要素の80%以上、私たちのイメージを限定するのに色というのが本当に重要で、80%を超えているので、色というものを重視して考えられた方がいいと思います。

○田邊会長

ほかにありませんか。

○中原委員

資料1の1ページ、今話題に出ましたが、尾道市は平成17年に景観行政団体になって、2年後に屋外広告物条例の移譲が行われています。今、地元の方々も自主的に規制をして景観を作っていこうという機運があるとおっしゃったので、廿日市の場合は平成21年に景観行政団体になって、このたびですから10年近く経って屋外広告物の規制について移譲を受けたいということですが、この10年の間は地元の方が自主的にいろいろなことに取り組まれていたのか、それともそれほどの必要性を感じられていなかったのか。現場としてはどうだったのでしょうか。

○廿日市市

宮島口、もともとは大野町でしたが、やはり地域の商店会を中心にいろいろな取組みをしておられます。看板を統一する取組み、また照明なども工夫された統一的な照明をしておられたりと、そういった地域での動きはずっと継続的にしておられました。24年に景観計画を策定して、なかなか思うように進んでこなかったところもありますが、やはり機運になったのは宮島口、県の方にお世話になっております国際コンペであったり、現在もターミナルを工事していただいておりますが、そういった盛り上がり非常に強く出てきたようなこともありまして、我々としましては、具体的には平成28年から地域と一緒に進めてきて、ようやくここで形になってきたということでございます。

○中原委員

わかりました。

あと関連して、資料2の5ページ、今回の移譲によって規制内容が現在と変わる点が特筆

してあります。現状で新たな市の条例が課された場合、変更というか遡及するわけですね。すると、例えば宮島町伝統的建造物群保存地区内でこういった自己看板を立てている例があるかとか、あるいは今かなり目立つ屋内広告物を使っている業者があるかと思います。そういう現状では、この辺の規制はどのような関係になっていますか。

○廿日市市

本市の規制が条例になった場合ですが、現行のものは既存不適格という扱いになってきますので、すぐ撤去もしくは改修していただくことにはならないかとは思っております。そうは言いましてもしっかりと景観づくりをというので、屋外広告物条例を活用させていただきたいと思っております。特に宮島の伝統的建造物群保存地区では、今年度地区指定をしていきたいと考えておりますので、都市計画課の中で行っている業務を、都市計画の組織で一体となって、建物保存とそこに付属する看板等の規制を一体的に取り組んでいきたい、早期に取り組みたいと考えております。

○中原委員

実はこの前たまたま宮島に行きました。かなり新しい宿泊施設や店舗、いまどきの店舗などが増えていて、私の印象ですが、かなり目立つ看板、大きな看板がちょっと沿線は目立つと思いました。それを規制するかどうかは、経済的な自由の観点もあるので難しいのですが、あの辺をどううまく調和させるか。いろいろ難しいテーマだとは思いますが、今一番のホットスポット、にぎわっているところなので、一つよろしくをお願いします。

○廿日市市

少し付け加えますと、来年度、宮島のまちづくり基本構想というのを市で作っていかうと考えております。昨年の7月豪雨で観光客が若干減ったところですが、すでに例年以上の方が訪れているということで、ますます観光客も増えると。すると新しい店舗もどんどん、また外から来られる方が店舗を開業されるということもございまして、いろいろな問題が、交通等の問題もございまして、そういう意味では来年度しっかりまちづくり基本構想というのを作りまして、その中で先ほどのような工作物、看板、商店の街並みをどうするかということを含めて検討して、32年度以降に改修、改善に向けた事業を展開していきたいと考えております。

○田邊会長

多分、景気が良くなってきて、インバウンドのお客さんも増えてきたということで、それが10年経ってようやく機運が醸成されてきたということだと思いますし、今が丁度千載一遇のチャンスですよ。災害がありましたので、それで足踏みがあったと思いますけれども、宮島というのは県としても一番核になる場所ですから、ぜひ頑張ってやっていただいたらと思います。

ほかに何かご意見はありませんか。

○岡山委員

景観とは少し外れるかもしれませんが、今回の移譲にあたって、屋外広告物の、例えば危険な看板などについての指導も廿日市市でと言いますか、これは従来どおりですか。

○廿日市市

今、県の条例の中でそういった危険点検、安全点検をする形に、10月1日からなると思いますが、その辺りも本市で引き続いて実施したいと考えております。

○岡山委員

景観に関連すると思いますが、錆びた看板、危険な看板というのは与える印象も違ってくると思います。管理とか行政代執行も含めて除却命令とか、この景観条例の中でもそれを意識してやられたらどうかと思いましたので。

○廿日市市

そのように考えています。

○田邊会長

2分の1の補助金など支援策も講じられるということなので。ただ、どれくらい対象物があるかによって予算など、なかなか大変かと思いますが、これを利用して、従前からなかなかできなかったところもやっていただければと思います。

ほかにありませんか。植野委員、何かありますでしょうか。

○植野委員

これほどいろいろ規制があるとは、正直存じ上げませんでした。世界遺産ということで、これだけ外国の方が入ってきているので、調和というのは非常に大事だと思います。ただその中で、店も商売でやっていけないといけなから、ある程度わかりやすい広告宣伝も必要だと思いますので、その辺、住民の方々のご理解の中で、皆さんがわかりやすい、居心地のいい景観にしていいただければと思います。私もまた勉強させていただきます。よろしくお願ひします。

○田邊会長

友道委員は県の方ですが、よろしいですか。

○友道委員

先ほどちょっと話が出ましたが、本県としましても、フェリーターミナルとかフェリーの

待合所、この辺りは国際コンペをやって、世界に誇れるといった視点で、1年後にはかなりいいものができているのかなど。これを廿日市市と連携しながら、そして先ほど市からもありましたようにエリアマネジメントという観点で、地元商店会、地元の企業さん、住民の皆さま、連携しながらいいものを作っていきたいと思っていますので、引き続きご指導をよろしくお願いします。

○田邊会長

国際コンペはこの景気の状態からどうですか。

○友道委員

国際コンペをやって、それを今、施工中です。資料2の7ページに航空写真がありますが、フェリーターミナルと土色になっているところに大きな上屋ができます。そこが待合所も含めていろいろな施設、商店も含めて入ってきますので、いわゆる宮島口全体のにぎわいの中心になってくるのかなと思っています。ここを中心にいい街並みができれば、という感じですね。

○田邊会長

ここは県の予算でされるのですか。

○友道委員

フェリーターミナル関係は県の予算でやっております。

○田邊会長

いろいろご意見を頂戴しましたが、ほかにありませんか。

それでは議案に戻ります。

最後のページに諮問内容がございます。

屋外広告物法28条によって、廿日市市と県との協議となっておりますので、3条から5条までの屋外広告物の規制・制限の本体、それから7条、8条のそれに対する違反等の措置、これらについて、条例の制定、改廃についての事務権限の全部を廿日市市にお願いすることでもよろしいでしょうかというのが今回のご審議いただくメインテーマになっています。

今、いろいろご意見を伺って、廿日市市からも適切な質疑応答をしていただいたと思いますが、原案の通りということでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは原案の通りと決めます。ありがとうございました。

○田邊会長

では、以上で本日の審議会は終わりですが、何かございますでしょうか。

それでは皆様、ご協力いただきましてありがとうございました。

これもちまして、本日の屋外広告物審議会を終わります。

○司会（事務局）

大変長時間ありがとうございました。

これもちまして、広島県屋外広告物審議会を終わります。

ありがとうございました。